

## イギリスにおけるサステナブル・サプライチェーン規制の現在地 (現代奴隷法と UK CBAM の行方)

ヨーロッパニュースレター

2025年7月14日号

執筆者:

[堀田 想太郎](#)

[s.hotta@nishimura.com](mailto:s.hotta@nishimura.com)

[木津 嘉之](#)

[y.kizu@nishimura.com](mailto:y.kizu@nishimura.com)

### 1. イギリスにおけるサステナブル・サプライチェーン規制

世界におけるサステナビリティ政策の動きにおいて、イギリスの取り組みは常に重要な位置を占めてきた。例えば、イギリスでは、2019年にClimate Change Actが改正され、主要経済圏で初めて2050年ネットゼロが法制化された<sup>1</sup>。また、2021年にグラスゴーで開催されたCOP26では議長国としてGlasgow Climate Pactをとりまとめ、金融界におけるInternational Sustainability Standards Boardの創設を後押しした<sup>2</sup>。さらに、2024年9月30日には国内最後の石炭火力発電所を閉鎖する<sup>3</sup>など、サステナビリティへの高いコミットメントを示している。

そのようなイギリスでは、2025年だけでも、サステナビリティの観点からサプライチェーンに規制を及ぼす動きが複数確認される。例えば、Finance Act 2021に基づくPlastic Packaging Tax（プラスチック包装税）について、税率が1トンあたり£217.85から£223.69に引き上げられる改正が2025年4月1日に発効した<sup>4</sup>。当該改正により、事業者としては再生プラスチック含有率が30%未満の包装材の利用を回避するよう動機付けられることとなった。また、2025年秋からは包装材に対する拡大生産者責任制度（extended producer responsibility）の本格稼働が予定されている<sup>5</sup>。

このような動きがある中で、特に重要なものとして、本稿ではModern Slavery Act 2015（以下「現代奴隷法」という。）のガイダンスの改正及びUK Carbon Border Adjustment Mechanism（以下「UK CBAM」という。）の導入状況について紹介する。

### 2. 現代奴隷法

#### (1) 現代奴隷法の位置づけと課題

2015年に制定・施行された現代奴隷法<sup>6</sup>は、奴隷（奴隷及び隷属、強制労働を含む。）や人身取引等を排除する目的で定められたもので、イギリスでビジネスを行う一定規模以上の企業（設立地、所在地、業種に

---

<sup>1</sup> [UK becomes first major economy to pass net zero emissions law - GOV.UK](#)

<sup>2</sup> [IFRS - International Sustainability Standards Board](#)

<sup>3</sup> [UK's last coal plant shutdown bodes well for US LNG exports: Maguire | Reuters](#)

<sup>4</sup> [Plastic Packaging Tax: steps to take - GOV.UK](#)

<sup>5</sup> [Extended producer responsibility for packaging: recycling obligations and waste disposal fees - GOV.UK](#)

<sup>6</sup> 現代奴隷法の基本的な内容については、過去のニュースレター（[企業法務ニュースレター2021年1月28日号](#)）を参照されたい。

かわらず、イギリスにて事業のすべて又は一部を行っており、商品やサービスを提供している商業組織であって、全世界での年間売上高が 3,600 万ポンド以上の組織)を対象に、事業年ごとに自身のビジネス及びサプライチェーンにおいて奴隷や人身取引根絶のために取った対策についての声明(透明性に関する声明書)をウェブサイト上に公表することを義務づけるものである(以下「透明性義務」という。)<sup>7</sup>。透明性義務の違反があった場合には上限の無い罰金が科される可能性があるため<sup>8</sup>、サプライチェーンの人権デューデリジェンスを事実上促進する点が注目されてきた。

現代奴隷法は企業のサプライチェーンにおける現代奴隷制への認識向上に寄与したものの、一方で、多くの企業が報告義務を単なる形式的な手続きとして扱っており、対象企業の約 40%が法律に準拠していないとも推定されている<sup>9</sup>。また、現代奴隷法は、準拠しない企業に対して大臣が差止命令を求める規定を設けているものの、差止命令が発出された例はなく、現代奴隷法に準拠しない組織に対する直接的な罰則も課されていない状況であるため<sup>10</sup>、実効性への懸念が指摘されてきた。

## (2) 2025 年ガイダンス改訂の概要

このような遵守状況を背景として、イギリス政府は 2025 年 3 月に、現代奴隷法の遵守に役立つ実務ガイダンスである“Transparency in supply chains: a practical guide”(以下「本ガイダンス」という。)を改訂した<sup>11</sup>。当該改訂では、過去 10 年間における課題を是正する観点から、以下のようなアップデートが行われた。

従前より、開示される声明においては 6 つの報告事項、すなわち、①組織・事業・サプライチェーン、②組織の方針、③リスク評価・管理、④現代奴隷のデューデリジェンス/救済、⑤トレーニング、⑥モニタリング・評価について記載が求められていたが、今般の改訂において、これらの項目においてどのような記載をすべきかという具体的な方針が明示された<sup>12</sup>。加えて、開示事項が Level 1 と Level 2 に二層化されたことも注目に値する<sup>13</sup>。Level 1 は原則として、初年度でも到達可能な基準が設定されており、Level 2 は年次比較と継続的改善を可視化することに重きが置かれている。このように、前年からの変化点の強調を求めることで、進捗をトラッキングすることが期待されている<sup>14</sup>。

<sup>7</sup> 現代奴隷法 54 条 1 項、4 項、6 項、7 項及び 8 項

<sup>8</sup> 現代奴隷法 54 条 11 項、Home Office (2025), [Transparency in supply chains: a practical guide](#). Home Office, p. 65.

<sup>9</sup> Field, F., Miller, M. & Butler-Sloss, E. (2019), [Independent review of the Modern Slavery Act 2015: Final report](#). Home Office, p. 14.

<sup>10</sup> Field, F., Miller, M. & Butler-Sloss, E. (2019), [Independent review of the Modern Slavery Act 2015: Final report](#). Home Office, p. 14.

<sup>11</sup> Home Office (2025), [Transparency in supply chains: a practical guide](#). Home Office

<sup>12</sup> Home Office (2025), [Transparency in supply chains: a practical guide](#). Home Office, p. 13-58.

<sup>13</sup> Home Office (2025), [Transparency in supply chains: a practical guide](#). Home Office, p. 12.

<sup>14</sup> Home Office (2025), [Transparency in supply chains: a practical guide](#). Home Office, p. 12.

(各開示事項における Level 1 と Level 2 の記載内容例)

	項目	Level 1	Level 2
①	組織・事業・サプライチェーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織概要</li> <li>サプライチェーンの概要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サプライチェーンの詳細マッピング</li> <li>外部ステークホルダーへの関与</li> </ul>
②	組織の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>現代奴隷法に関する内部指針の抜粋</li> <li>内部指針と国際基準との関連性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現代奴隷法に関する内部指針の詳細</li> <li>サプライヤーからの調達方針の改善に関する証拠</li> </ul>
③	リスク評価・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク評価の時期と更新頻度</li> <li>サプライチェーンにおける高リスク状況の説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク評価が定期的に更新されていることの証拠</li> <li>優先リスクに対処するための組織の影響力について、責任の程度と種類も含めた分析を提示</li> </ul>
④	デューデリジェンス/救済	<ul style="list-style-type: none"> <li>現代奴隷を排除・予防するために実施した行動の概要を提示</li> <li>組織が保有している救済メカニズムの概要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現代奴隷の予防のために講じた措置について詳細に記載</li> <li>組織が保有している救済メカニズムの詳細</li> </ul>
⑤	トレーニング	<ul style="list-style-type: none"> <li>現代奴隷に関する研修を誰に・何を・何人に実施したかの概要</li> <li>研修の作成主体と実施方法の概要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修の頻度、職種別カスタマイズ、成果のレビュー体制など、運用の質・工夫を含めた実効性</li> <li>研修との協働開発や、サプライヤー側の研修活動内容と実施範囲の詳細</li> </ul>
⑥	モニタリング・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本目標の設定</li> <li>達成した成果や取組の概要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業界特有のリスクに対応した形で調整された目標であることの証拠</li> <li>達成した成果が一時的なものではなく、継続的改善の流れの一部であることを記載</li> </ul>

また、国際基準（UN Guiding Principles on Business and Human Rights 及び OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct）との整合性が強調されている点も特徴的である。上記報告事項に関するセクションの冒頭ではこれらの国際基準との対応関係が示されており<sup>15</sup>、企業は提出情報をこれらの基準と関連する形で位置づけることが推奨されているといえる。その意味で、本ガイダンスは国際基準を統合フレームと位置づけ、越境サプライチェーン全体で一貫した人権リスク管理を促進していると評価できる。さらに、EU の企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令（以下「CSDDD」という。）の導

<sup>15</sup> Home Office (2025), [Transparency in supply chains: a practical guide](#). Home Office, p. 13-58.

入を踏まえると、対象となる企業としては、現代奴隷法への準拠を孤立した取り組みとして扱うのではなく、より広範な ESG 及び人権プログラムに統合することが望ましいと考えられる。

なお、イギリス政府は、現代奴隷法の対象となる企業に対し、透明性義務に加えて現代奴隷のための強制的なデューデリジェンスの義務を導入する方向を検討しており<sup>16</sup>、今後の動きが注目される。

### 3. Carbon Border Adjustment Mechanism

#### (1) UK CBAM の概要

イギリス政府は 2024 年 10 月 30 日に、カーボンリーケージ (carbon leakage) 対策として 2027 年 1 月 1 日に UK CBAM を導入すると正式決定した<sup>17</sup>。UK CBAM の主な目的は、輸入品が国内の生産者が直面するのと同程度の炭素価格の対象となるようにすることでカーボンリーケージを防ぐことにある<sup>18</sup>。

2025 年 4 月 24 日に、イギリス政府は一次法案のドラフトと技術コンサルテーションを公表し、2025 年 7 月 3 日まで意見募集を開始した<sup>19</sup>。意見募集の結果によって内容が変動する可能性はあるものの、当該一次法案に基づくと、対象となるのは鉄鋼・アルミニウム・セメント・肥料・水素の 5 セクターであり、2024 年 3 月に公表された初期コンサルテーションにおいては含まれていたガラス、セラミック、スクラップは対象外となっている。また、納税義務が生じる閾値は当該初期コンサルテーションにおける £10,000 から £50,000 へ引き上げられており、対象となる企業が一定程度絞り込まれることとなった。また、輸入者・代理通関者を束ねて申告できる CBAM グループ制度が創設され、関連企業間での申告義務の集約・簡素化が実現される見込みである。また、具体的な納税額としては、輸入品に含まれる CO<sub>2</sub> 排出量 (embodied emissions) に、イギリスの排出量取引制度 (UK ETS) の平均価格を基にしたセクター別カーボンプライスを乗じた額を課税ベースとするモデルが採用されている<sup>20</sup>。初年度となる 2027 年度は年次計算であり、申告・納付期限は 2028 年 5 月 31 日とされる<sup>21</sup>。

#### (2) EU CBAM との異同

2023 年 10 月、EU は世界初の炭素国境調整メカニズム (EU CBAM) を導入し、移行期間として輸入業者に四半期報告を義務づけた<sup>22</sup>。2026 年からは本格運用に移行し、輸入業者は特定の炭素集約型商品に対して排出量に応じた CBAM 証書を購入・返納する義務を負うこととなる<sup>23</sup>。EU CBAM の目的としてはカーボ

---

<sup>16</sup> Home Office (2024), *Government response to House of Lords Modern Slavery Act 2015 Committee, Report of Session 2024-25 The Modern Slavery Act 2015: Becoming World-Leading Again*. Home Office, p. 28.

<sup>17</sup> [Factsheet: Carbon border adjustment mechanism - GOV.UK](#)

<sup>18</sup> UK Government (2025), *Introduction of a UK Carbon Border Adjustment Mechanism from January 2027: Government response to the policy design consultation*, p. 4.

<sup>19</sup> [Draft legislation: carbon border adjustment mechanism - GOV.UK](#)

<sup>20</sup> なお、EU CBAM の場合、所定の条件を満たす CCUS (Carbon Capture, Utilisation and Storage) は embodied emissions から控除可能とされている。関連して、EU ETS における CCUS の取扱いについては、過去のニューズレター ([資源/エネルギーニューズレター2025 年 4 月 11 日号](#)) を参照されたい。

<sup>21</sup> [Factsheet: Carbon border adjustment mechanism - GOV.UK](#)

<sup>22</sup> [Carbon Border Adjustment Mechanism - European Commission](#)

<sup>23</sup> [Carbon Border Adjustment Mechanism | EUR-Lex](#)

ンリーケージの抑制と、貿易相手国への脱炭素促進が掲げられる<sup>24</sup>。対象は鉄鋼、アルミ、セメント、肥料、水素、電力で、年間 50 トン未満の輸入には免除規定が設けられることが提案されている<sup>25</sup>。

これらの点を含め、EU CBAM と UK CBAM とでは以下の表に記載されるような異同が確認できる<sup>26</sup>。

(EU CBAM と UK CBAM の異同)

	項目	EU CBAM	UK CBAM
①	政策目的	EU 域外から輸入される炭素集約型製品の生産時に排出された炭素に公正な価格を付けること、そして非 EU 諸国におけるよりクリーンな産業生産を促進することを目的とする。	海外から輸入される、取引量が多く炭素集約度の高い製品に対して、それが仮にイギリスで生産された場合に支払うべき炭素価格と同等の価格負担を求めることを目的とする。これにより、イギリスの脱炭素努力が単に排出を海外に移すのではなく、地球全体の排出削減につながるようにする。
②	輸入品の取扱い	対象品目の輸入業者に対し、CBAM 証書 (CBAM certificates) を購入することを義務付ける。	納税者に対し、通関時に輸入税を支払うことを求める。
③	対象品目	セメント、アルミニウム、肥料、鉄鋼、水素、電力の分野にわたる特定品目。	アルミニウム、セメント、肥料、水素、鉄鋼の分野にわたる特定品目。
④	対象となる排出	全セクターにおいて直接排出 (製造過程で発生する排出) が対象。さらに、セメント及び肥料セクターについては、間接排出 (外部供給された電力の使用に伴う排出) も対象とする。	直接排出と間接排出 (外部供給された電力、熱、蒸気、冷却の使用に伴う排出) の両方を対象とする。
⑤	税率	EU ETS 排出枠の週間平均オークション価格に連動。2024 年の平均価格は 1 トンの CO <sub>2</sub> 換算あたり 64.74 ユーロ。	UK ETS に基づく価格に連動 (ただし、政府の補助金は控除された価格を反映)。
⑥	輸出品の取扱い	現行法では輸出は対象外。この点に関する立法提案が 2026 年初頭に公表予定。	輸出は対象外。
⑦	導入スケジュール	2021 年に初めて提案され、2023 年	2027 年 1 月に導入予定。

<sup>24</sup> European Commission (2023), [CBAM frequently asked questions](#), p. 6.

<sup>25</sup> European Commission (2025), [Commission staff working document: Proposal for a regulation amending Regulation \(EU\) 2023/956 as regards simplifying and strengthening the carbon border adjustment mechanism](#), p. 5.

<sup>26</sup> [EU and UK CBAMs To Integrate: How They Compare to the U.S. Version - AAF](#)

	項目	EU CBAM	UK CBAM
		10月に排出量データ収集の移行期間が開始。制度自体は2026年1月に正式導入予定。	
⑧	外国の気候政策への対応	原産国において炭素価格制度（炭素税又は排出量取引制度）の対象となっている輸入品については、相当分の証書の減額が認められる。	原産国において炭素価格制度（炭素税又は排出量取引制度）の対象となっている輸入品については、相当分の課税還付が認められる。
⑨	特別措置	2026年から2034年にかけて段階的にCBAMを導入し、ETS下で一部の炭素集約産業に付与されていた無償排出枠を段階的に廃止。また、輸入品の質量が50トン未満の場合は除外とする提案が保留中。	輸入品の年間総額が過去12か月間で£50,000未満の場合は課税対象から除外。

このように、制度レベルでUK CBAMとEU CBAMとでは異なる点があるものの、基本的な目的は共通であることから、先行して導入されるEU CBAMへの対応をしつつも、1年遅れで実施されるUK CBAMを見越した社内体制を整えておくことが望ましいと考えられる。特に、炭素排出量の報告を可能にする内部体制の点検やUK CBAMによる財務インパクトの検討を開始する必要性は高い。また、対象品目に関して既に締結済みの取引基本契約が存在する場合、UK CBAMによって追加で支払うこととなる金額を、購入代金から控除する必要があるか、サプライヤーとの関係で調整を行う必要性を精査することが望ましい。

#### 4. イギリスにおけるサステナブル・サプライチェーン規制と日本の関わり

イギリスでは、2025年以降、現代奴隷法のガイダンスの改訂やUK CBAMの法制化をはじめとして、サステナビリティに関するサプライチェーン規制が一層具体化されている。こうした動向は、単にイギリスで事業展開する企業だけでなく、イギリス市場を介してEUや米国を含む国際サプライチェーンに関与する日本企業にとっても重要な意味を持つ。

イギリス政府による規制の拡大傾向はEUのCSDDDやCBAMの流れと連動したものであり、日本企業にとっては単一国の規制対応ではなく、グローバル・デューデリジェンス戦略の一環として取り組むことがより現実的である。その意味では、日本企業としては、イギリスの規制動向をサステナブル調達・ESG報告・人権尊重方針等と結び付け、全社的なコンプライアンス体制や情報開示の高度化を検討する好機と捉えるべきであろう。

以上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)